

関係する根拠規定、参考文献等

<p>1</p> <p>裁定の法的性質</p> <p>平成7年11月7日 日本村年金訴訟 上告審判例に係る 最高裁判例解説</p>	<p>社会保険関係給付の受給権が実体法上いつどのようにして発生するかは、その性質から当然導き出されるものではなく、結局、<u>立法政策により決せられる</u>ものである。現行制度は、次の3類型に分類できる(成田頼明ほか編・行政法講義下巻 173 頁[高田敏執筆]参照)。</p> <p>(1) 形成行為型 (2) 確認行為型 (3) 当然発生型</p> <p>この内、<u>国年法第16条(厚年法第33条)の裁定は、(2)の「確認行為型」とされており、この受給権は、行政庁による認定、決定、<u>裁定等の確認行為によって初めて具体的権利を発生させることとしているものである。</u></u></p> <p><u>確認行為型における確認行為も、これがなければ結局具体的受給権が発生せず、その行使が不可能であるから、<u>行政処分に当たる</u>ものと解される。</u></p> <p>これに対して、(3)の「<u>当然発生型</u>」では、<u>実体上の権利の発生等は、行政庁の行為をまたずに法律上当然に発生するから、そこに行政機関の行為が介在しても、それは既に発生している権利等に変動を及ぼすものとは考えられず、その処分性を肯定することはできないであろう</u>(939 頁から 941 頁)。</p>
<p>2 国年法施行規則 裁定請求</p> <p>老齢年金</p> <p>障害年金</p>	<p>第16条 法第16条の規定による老齢基礎年金(法附則第9条の3第1項の規定による老齢年金を含む。以下同じ。)についての裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。</p> <p>① 氏名、生年月日及び住所 ② 基礎年金番号 ③ 公的年金制度の加入期間を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨</p> <p>2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>① 生年月日に関する市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下この節において同じ。)の証明書又は戸籍の抄本(厚生労働大臣が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができないときに限る。)</p> <p>② 国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 ③ 共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者にあつては、当該共済組合(存続組合及び指定基金を含む。)又は日本私立学校振興・共済事業団が様式第1号により当該期間を確認した書類 ④ 令第14条に定める期間を有する者にあつては、当該期間を明らかにすることができる書類</p> <p>以下省略</p> <p>第31条 法第16条の規定による障害基礎年金についての裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。</p> <p>① 氏名、生年月日及び住所 ② 基礎年金番号 ③ 公的年金制度の加入期間を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨</p> <p>2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。</p> <p>① 生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。)</p> <p>② 国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 ③ 共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者にあつては、当該共済組合(存続組合及び指定基金を含む。)又は日本私立学校振興・共済事業団が様式第一号により当該期間を確認した書類 ④ 障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書</p>

	<p>⑤ 前号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態を示すレントゲンフィルム</p> <p>⑥ 障害の原因となつた疾病又は負傷に係る初診日(疾病又は負傷が昭和 61 年 4 月 1 日前に発したものであるときは、当該疾病又は負傷が発した日を含む。)を明らかにすることができる書類(当該書類を添えることができないときは、当該初診日を証するのに参考となる書類)</p> <p>以下省略</p>
<p>3(1)</p> <p>民法 166 条の「権利を行使することができる時」の解釈</p> <p>学説</p>	<p>期限の定めのある債権について、「権利を行使することができる時」は、「期限の到来した時」である(コンメンタル 民法総則 第3版 394 頁 6 行目、394 頁下から 8 行目、注釈民法(5) 総則(5)川島武宜、282 頁 6 行目)。</p>
<p>3(2)</p> <p>国民年金法 18 条</p> <p>年金の支給期間及び支払期月</p> <p>(厚生年金保険法 36 条)</p>	<p>第 18 条 年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終るものとする。</p> <p>2 年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。</p> <p>3 年金給付は、毎年 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月の 6 期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。</p>
<p>3(3)</p> <p>民法 166 条の「権利を行使することができる時」の解釈の判例</p> <p>最高裁判例</p>	<p>民法 166 条の「権利を行使することができる時」(時効消滅)には、単に、その権利につき法律上の障害がないというだけでなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待できるものであることをも必要と解するのが相当(最高裁昭和 40 年(行ツ)第 100 号同 45 年 7 月 15 日大法廷判決・民集 24 卷 7 号 771 頁、最高裁平成 4 年(オ)第 701 号同 8 年 3 月 5 日第 3 小法廷判決・民集 50 卷 3 号 383 頁)である。</p>
<p>4 論文</p> <p>「年金の基本権と支分権およびその消滅時効」青谷和夫、昭和 41 年 5 月、民商法雑誌 52 卷 4 の 2 号</p>	<p>「年金受取人は、条件成就の時(即時年金にあってはただちに、すえ置年金または定期年金にあっては一定の年齢に達したとき、恩給や公務員退職年金にあっては年金恩給を受ける資格のある者が一定の条件をそなえて退職したとき)から終身間(終身年金の場合)または一定期間(定期年金、短期年金の場合)にわたって年金を請求しうる権利を取得するものである。この意味における権利を基本的請求権といっている。」</p> <p>「年金受取人の取得する年金請求権が、一個の包括的債権であるか、または多数の停止条件付債権の単純な集合であるかについては、かつて争われたことがあるが、今日の通説は、これをもって一個の包括的綜合債権であるとしている。基本的請求権は、定期定期に発生する一つの債権ではなく、定期定期の債権(支分権)を生み出す債権である。」</p> <p>「支分権は、基本権の存在を前提として、一定期間の経過するごとに、個々の現実な請求権として生じるのであるが、これを派生的請求権といっている。支分権は、基本権の存在を前提として発生し、その消滅によって消滅するのであるが、いったん発生した支分権はその後は独立した権利となる。」</p>
5	<p>社会保険審査会は、既に、平成 8 年に、裁定前に支分権の消滅時効が進行するとする国や審査会が認めてきたその考え方を自ら否定(裁決例による 社会保険法 73 頁右欄下</p>

<p>現行運用に対する 社会保険審査会 の見解</p> <p>裁決例による 社 会保険法</p>	<p>2列目から74頁左欄7行目)して、現在においても、<u>裁定前には支分権の消滅時効は進行しない</u>という考え方(平成25年 審査会 裁決6頁1行目から2行目、7頁13行目から17行目)を採っている。</p> <p>「長期間が経過した支分権についてまで無条件に支払を認めるのは適当でない」(裁決例による 社会保険法74頁16行目)</p> <p>この国の運用を、<u>特別の法律に基づかない行政措置</u>(裁決例による 社会保険法74頁9行目)と位置付け、審査会もこの行政措置を妥当なものと判断している。</p>
<p>6</p> <p>昭和45年9月10 日付け内簡</p>	<p>「よって、今後、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の年金給付の基本権については、請求者が時効完成前に裁定請求を行った旨または行うことができなかった旨を申立てた書面が添付されているものについては、それが宥恕すべきものであるとして、時効の援用をしないこととしました。ただし、年金の支払は、裁定請求書を受付けたときから5年間そ及するにとどまるものです。」</p>
<p>7</p> <p>時効援用の要否</p> <p>衆議院質問主意 書</p> <p>答弁書</p>	<p>「国民年金法の改正において、会計法第31条の規定を適用しないこととされたことから、民法の規定に基づき、個別の事情を勘案して時効援用を行うかどうかを判断することとなる。」</p> <p>平成20年11月25日提出 質問第2778号 提出者 長妻昭 年金申請遅れによる時効撤廃に関する質問主意書</p> <p>平成20年12月5日受領 答弁第2778号 内閣総理大臣 麻生太郎 長妻昭君提出年金申請遅れによる時効撤廃に関する質問に対する答弁書</p> <p>同趣旨の質問主意書、答弁書は、参議院においても平成20年6月に辻泰弘議員によって出されている。回答は、同趣旨「これにより、これらの権利の発生から5年を経過したときに、個別に時効の援用を行った場合に限り、当該権利が時効消滅することとされたものである。」である。</p>
<p>8</p> <p>全部支給・全部不 支給</p>	<p>労働判例研究 1226 公的年金の支分権の消滅時効の起算点 障害基礎年金支給請求事件 東北大学准教授 岳さやか 東京大学労働法研究会 III 結論における妥当性</p> <p>「こうした結果をもたらす本判決の解釈は、支分権につき全部支給か全部不支給かという選択肢のみを与えるため、上述のような従来の行政実務が行ってきた柔軟な中間的解釈の可能性を排除してしまうこととなる。」</p> <p>ジュリスト No.1467 2014年5月</p>
<p>9</p> <p>障害年金に係る最 高裁判例</p> <p>精神の障害につ いては、前提条件 が当て嵌まらない</p>	<p>身体(左下腿切断)の障害についてはあるが、平成29年10月17日に最高裁第三小法廷からほとんどの下級審判決同様の判決理由が述べられ、原告側の請求が棄却された。</p> <p>判決理由の要点 「その時効は、権利を行使することができる時から進行するところ、…」</p> <p>「しかしながら、障害年金を受ける権利の発生要件やその支給時期、金額等については、厚生年金保険法に明確に規定が設けられており、裁定は、受給権者の請求に基づいて上記発生要件の存否等を公権的に確認するものにすぎないのであって、受給権者は、裁定請求をすることにより、同法の定めるところに従った内容の裁定を受けて障害年金の支給を受けられることとなるなどであるから、…」</p> <p>「上記支分権の消滅時効は、当該障害年金に係る裁定を受ける前であっても、厚生年金保険法36条所定の支払期が到来した時から進行するものと解するのが相当である。」</p> <p>本件の第一審判決では、「原告が障害年金の裁定請求をした平成23年6月30日ま</p>

	<p>でに、その本来の各支払期日から5年を経過していたため、支分権たる受給権の消滅時効の起算点がその本来の各支払期日である限り、その権利は時効によって消滅しており、…」と説示され、裁判官が国の主張する支払期月の正当性について疑問を持っていたことが推認される。その点について、高裁でも最高裁でも議論されていない。</p> <p>平成29年最高裁判決を下した5名の判事には平成30年10月5日付けで訴追請求状が提出されている。過去の事例から考えると、この弾劾裁判で最高裁判事が罷免させられるとは思わないが、訴追請求状が提出されていること自体が、それほどの矛盾を含んだ判決であるという意味で大問題である。</p>
<p>10</p> <p>時効援用しない事務処理誤り認定基準 年管発0907第6号 別紙</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 受付時の書類管理誤り 2 確認又は決定誤り 3 未処理又は処理の遅延 4 入力誤り 5 通知の作成誤り 6 誤送付又は誤送信 7 説明誤り 機構若しくは市町村の窓口若しくは電話等における制度の説明誤り及び説明漏れ、又は請求書等の作成若しくは添付に係る指示誤りを行った事実が確認できる場合であって、受給権者の責に帰すべき事由が認められない場合。ただし、市区町村が行った説明については、国民年金法に基づく法定受託事務を執り行う過程で行ったものに限るものとする。 8 受理後の書類管理誤り
<p>(参考)</p> <p>老齢年金について 現行運用が許される事情について</p> <p>老齢年金と障害年金との法制及び運用実態の違い</p>	<p>(参考:老齢年金について権利の混同が許されるのは別の事由によること)</p> <p>国の失権防止に係る相応の努力について</p> <p>老齢年金については、支給開始年齢の誕生日3カ月前に請求用紙が送られて来る。また、納付月数が300月未満の方には、他にカラ期間が無いかどうかの確認ハガキが来る。或いは、300月に達していても、基礎年金のみで65歳からしか手続できない場合は、その旨を明記した通知が届く。かつ、70歳到達に至ってもなおお請求書が提出されていない方については、「お知らせの手紙」が送付されて来る。</p> <p>老齢年金について例外が許される事情</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険事故自体の存在及び発生時期の客観性 ② 裁定請求すれば100%受給に結びつくこと、及び ③ 国が上記のとおり失権防止に相応の努力をしていること <p>(提言者の考察)</p>

以上